

見積書提出依頼

令和4年3月29日

件名	令和4年度 那覇港湾・空港整備事務所昇降機保守点検
仕様書	別添仕様書のとおり
履行期限	契約締結の翌日から令和5年 3月 31日まで
施工場所	那覇港湾・空港整備事務所(那覇市港町2-6-11)
見積書提出期限	令和4年 4月 5日(火) 13時30分
担当者	沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係 山川 E-mail : naha-keiyaku@ogb.cao.go.jp TEL 098-867-3710(内線238) FAX 098-860-8453
	<ol style="list-style-type: none">別添『オープンカウンター方式試行要領』を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。見積書のあて名は、下記のとおり記載して下さい。 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫見積書の件名は、上記の件名と合わせて下さい。見積書には代表者名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印して下さい。見積書のフォームの指定はございませんので、御社の見積書フォームでご提出願います。見積書は別添仕様書に基づき金額を記載して下さい。 見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を記載して下さい。 なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。見積結果は、見積書提出期限日に決定者へのみ電話にてお知らせ致します。支払いは完了検査後、適法な請求書を受理してから30日以内に行います。契約金額が50万円を超える場合は、請書の提出が必要となります。仕様書等に関する質問等は、上記担当者までE-mail又はファクシミリにて願います。 質問受付締切時間: 見積書提出期限の前日15時まで

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の買入
- ・予定価格 50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

令和4年度 那覇港湾・空港整備事務所昇降機保守点検

特記仕様書

令和4年3月

沖縄総合事務局
那覇港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

1-1 概要

本業務は、那覇港湾・空港整備事務所に設置されている昇降機装置を定期的に点検し、必要に応じて調整・注油等を行い装置の保全並びに運用上の安全を確保することを目的として実施するものである。

1-2 対象機器の主な仕様

本業務における昇降機装置の主な仕様は次のとおりとする。

名称	ラック・ピニオン式斜行型段差解消機(BCSA 型)
メーカー	(有)ビーシーリフトジャパン
用途	車椅子専用
駆動方式	ラックピニオン式
操作方式	押し続け方式
制御方式	インバータ制御(DC24V リレー方式)
台数	1台
積載重量	1800N(定員1名)
停止階	1階、2階(2箇所)
その他	詳細は、参考資料による

2. 履行場所

那覇港湾・空港整備事務所 沖縄県那覇市港町 2-6-11

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

4. 業務内容

4-1 業務の範囲

本業務の範囲は、本特記仕様書別紙に示す各項目の機器及び装置全般の点検及び保守とする。また、建築基準第12条に基づく定期点検まで含むものとする。

4-2 点検項目

本業務の点検項目及び点検要領は別紙に示す各項目とする。また、項目に示されていない場合でも、機能確認上必要と思われるものについてはこれを充足するものとする。

(1) 受注者による巡回点検整備は3ヶ月毎に1回(年4回)

4-3故障修理

本業務の点検整備時以外でも昇降機装置が故障した場合は速やかに修理するものとする。修理に必要な費用については、契約変更の対象とする。

4-4交換部品

本業務の履行にあたり、点検整備及び故障修理に係る交換部品等は現在設置済み昇降機装置の純正品を使用するものとする。

4-5定期検査

建築基準法第12条に基づく、定期自主検査の代行を受注者により行うものとする。定期検査は有資格者が実施するものとし、検査書類は受注者の指定様式とする。

4-6その他

異常時においては、速やかに対応すること。

5. 業務仕様

5-1必要事項の補充

業務を実施するにあたっては、本特記仕様書に記載されていない事項についても、当然必要と認められるものについては、受注者の債務において充足するものとする。

5-2疑義等

本特記仕様書に記載のない事項及び業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）の協議により定めるものとする。

6. 成果物

本業務の成果物の提出部数等については、下記のとおりとする。

点検業務報告書 1部

その他発注者が指示するもの 1部

成果物の提出場所 那覇市港町 2-6-11 那覇港湾・空港整備事務所 工務課

7. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって、検査とする。

8. 実施条件

本作業を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

9. 受注者の責務

本作業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

別紙

1, 点検項目及び点検要領 (黒塗潰し番号は年次点検相当)

点検項目		大要	要領
1	電動機	締付	固定確認(ガタつき無きこと)、接続端子のまし締め
2	電磁ブレーキ	試運転	ブレーキ解除カバー操作の有無で
3	ウォーム減速器	締付	固定確認(ガタつき無きこと)
4	遮断棒(上階側)	締付	固定確認(ガタつき無きこと)、レベル確認(水平)
5	遮断棒(下階側)	締付	固定確認(ガタつき無きこと)、レベル確認(水平)
6	アクチュエーター(上階遮断棒)	試運転	動作確認(異音、異常動作なきこと)
7	アクチュエーター(下階遮断棒)	試運転	動作確認(異音、異常動作なきこと)
8	アクチュエーター(かご開閉)	試運転	動作確認(異音、異常動作なきこと)
9	ガススプリング(かご開閉)	試運転	動作確認(異音、異常動作なきこと)
10	リットスイッチ(上階遮断棒)	締付	固定確認(ガタつき無きこと)
11	リットスイッチ(下階遮断棒)	締付	固定確認(ガタつき無きこと)
12	リットスイッチ(かご開閉検知)	締付	固定確認(ガタつき無きこと)
13	制御盤ボックス	締付	固定確認(箱、ふたにガタつき無きこと)
14	制御盤内リレー、部品	締付	固定確認(ガタつき無きこと)
15	制御盤内配線、接続端子	締付	接続端子に外れ、緩み無きこと
16	変圧器	締付	固定確認、接続端子のまし締め、外観に異常無きこと
17	インバーター	締付	固定確認、接続端子のまし締め
18	ワイヤー(上階遮断棒)	締付	固定確認、動作スムーズであること
19	ワイヤー(下階遮断棒)	締付	固定確認、動作スムーズであること
20	下ローラー	締付	固定確認、動作スムーズであること、レールとの水平確認 軸部をグリスアップ
21	縦わく	目視	亀裂など異常なきこと
22	非常停止ボタン	試運転	固定確認、接続端子の固定確認、動作確認
23	二次側ヒューズ	目視	外観確認
24	主ガイドローラー	目視	外観確認(破損、異常摩耗なきこと)
25	主ローラー	目視	外観確認(破損、異常摩耗なきこと)
26	ピニオン歯車	目視	外観確認(破損、異常摩耗なきこと)、モーターを手動回転させて全周を確認する。
27	駆動はり	目視	固定確認、外観確認(破損、異常摩耗なきこと)
28	駆動軸	目視	外観確認(破損、異常摩耗なきこと)
29	加速度検知機構	試運転	試運転操作確認
30	リットスイッチ(上階停止)	目視	固定確認
31	リットスイッチ(下階停止)	目視	固定確認
32	端検知レバー	試運転	手動操作にて動作確認

点検項目		判定	要領
1	床わく	目視	外観確認(破損、亀裂など無きこと)
2	踏板	目視	外観確認(破損、亀裂無きこと)
3	底板	目視	外観確認(破損、亀裂無きこと)
4	車止め兼渡し板(上階)	試運転	外観確認、手動操作にてスムーズに動作すること
5	車止め兼渡し板(下階)	試運転	外観確認、手動操作にてスムーズに動作すること
6	リットスイッチ(かご底)	締付	固定確認
7	リットスイッチ(上階渡し板)	締付	固定確認
8	リットスイッチ(下階渡し板)	締付	固定確認
9	上レール(摩擦、亀裂、接合部)	目視	外観確認(摩耗、亀裂、接続部の緩み)
10	上レールカバー	目視	固定確認、外観確認
11	上レール取付部(ねじ緩み)	締付	壁面固定ボルトのまし締め
12	スライカー(上階側)	締付	固定確認
13	スライカー(下階側)	締付	固定確認

14	ファイナルリミットスイッチ(上階)	試運転	動作確認
15	ファイナルリミットスイッチ(下階)	試運転	動作確認
16	端部カバー	目視	固定確認
17	下レール(摩耗、亀裂、接合部)	目視	外観確認(摩耗、亀裂、接続部の緩み)
18	下レール取付部(ねじ緩み)	締付	壁面固定ボルトのまし締め
19	一次側AC電源	締付	接続端子のまし締め
20	配線・接続端子	締付	操作ボックス内接続端子のまし締め
21	ランプ	試運転	点灯確認
22	操作スイッチ	試運転	動作確認
23	箱外観・内部	目視	外観確認
24	本体カバー(前・後)	締付	固定確認、外観確認
25	かご裏面	外観	外観確認
26	遮断棒(上下階)	外観	外観確認
27	走行前電圧	測定	一次側電圧計測
28	上昇時無負荷電圧	測定	電動機印加電圧(=一時側電圧)測定、設置時との比較
29	上昇時負荷電圧	測定	電動機印加電圧(=一時側電圧)測定、設置時との比較
30	電源部絶縁抵抗	測定	欄外に注記
31	無負荷時速度	測定	測定、設置時との比較
32	負荷時速度	測定	測定、設置時との比較

* 絶縁抵抗値測定(低圧配電機器の絶縁測定)

測定機器:メガー

定格測定電圧 : 250V

絶縁抵抗値 : 0.2MΩ以上

① 電源部

制御ボックス内右上のインバータの配線をすべて外す。

制御ボックス内上のコンタクタ A, B, Cを取り外す。

制御ボックス内の端子1と4を短絡させる。

端子1とたて枠(本体フレーム)間の絶縁抵抗値を測定する。

② 電動機

制御ボックス内右上のインバータの配線をすべて外す。

制御ボックス内上のコンタクタ A, B, Cを取り外す。

電動機向って右横の結線ボックスのふたを開ける。

各相間 (U-V, V-W, U-W) の絶縁抵抗を測定する。

[別添1]

ラックピニオン式段差解消機 全体仕様書

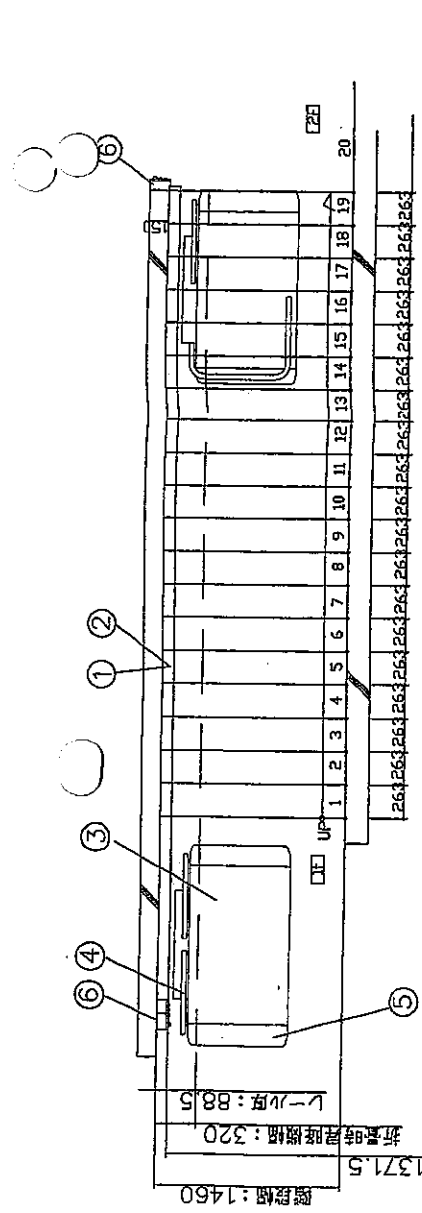
概要	申請者	(有)ピーシーリフトジャパン			
	名称	ラック・ピニオン式斜行型段差解消機 (BCSA 型)		[図01]	
	用途	車いす専用			
	駆動方式	ラックピニオン式			
	積載量	180 kg	法定積載荷重	1800 N	
	最大定員	1名			
	定格速度	7m/分	傾斜角度	45度以下 (一定勾配)	
	制御方式	インバータ制御	操作方式	押し続けボタン方式	
かご	内法	間口 0.55 ~ 0.8m × 奥行 0.9m ~ 1.25m、面積 0.495 ~ 1.0 m ²			
	構造 [図02]	かごの囲い	前後の出入口部以外の両側面の一方は駆動装置を納めた側壁に高さ 0.975m の固定手すりを設け、他の一方の側面は、L 形状の遮断棒が高さ 0.71m の手すりを兼用		
		床版	鋼製フレームに鋼板製床張り		
		出入口	2箇所 (進行方向前後)、遮断棒付き		
駆動装置	電動機	交流電動機 0.55 kW、電磁ブレーキ組込		[図03]	
	減速機	ウォーム減速機 減速比 1/50			
	ピニオン	材質	鋼製 (ISO630-E355)		
		寸法	モジュール 4、歯数 20、歯幅 20mm		
	ラックギヤ	材質	鋼製 (ISO630-E235)		
寸法		モジュール 4、歯幅 22 mm、ピッチ 12.56mm			
昇降路構造		階段併用、専用昇降路とする場合もあり			
ガイドレール [図04]	上側レール	アルミ押出型材 (ISO 6362-2 6063)			
	下側レール	アルミ押出型材 (ISO 6362-2 6063) 補強：鋼製 (ISO630-E235)			
安全装置	告示 第1423号 第6	第一号	電磁ブレーキ (セルフロック機能のある 1/50 ウォーム減速機併用) [図03 (a)]		
		第五号	リミットスイッチ		
		第六号	ストッパ併用ファイナルリミットスイッチ (極低速のため、緩衝材は設けない)		
		第七号	押し続けボタン (手を放すと停止)、かご内非常停止ボタン		
	その他 (法規定以外)	可動式手すり (遮断棒) スイッチ			
		かご裏障害物検知スイッチ			
		渡し板障害物検知スイッチ			
過速度検知兼非常止め装置		[図03 (b)]			
電動機過負荷検知機構					
かご折り畳み時挟み込み防止機構					
その他		設計：BC Lift 社 (デンマーク) 製造：BC Lift 社 (デンマーク) 施工管理：(有)ピーシーリフトジャパン又は同社が指定した者			

No.	名称
1	ガイドレール(上)
2	ガイドレール(下)
3	リフト本体
4	バリアアーム
5	フック
6	操作盤

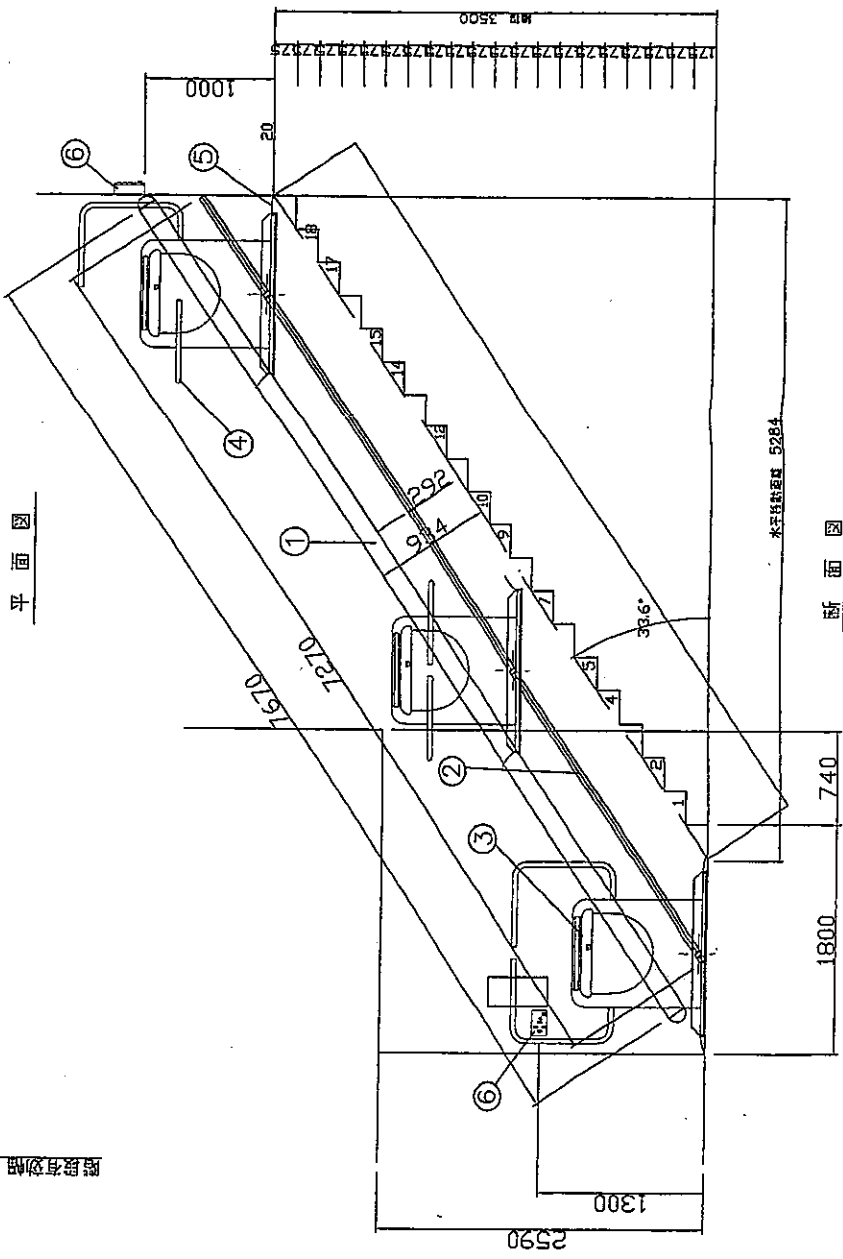
項目	仕様
装置型式	BCSA (直線タイプ)
積載量	180kg
かご寸法	幅800×長さ1250mm
駆動方式	ラック・ピニオン駆動 ケーブルペニア式給電
電源	200V単相6A ELB受け (上階側で受電)
操作盤	上・下階用
設置	屋内、左、コンクリート壁面
支柱	
レール色	アルミ色
レール全長	約7.7m
レール曲げ	



* 国土交通省大臣認定 取得品
 平成19年1月26日 国住指第1538号
 EPCN-0077

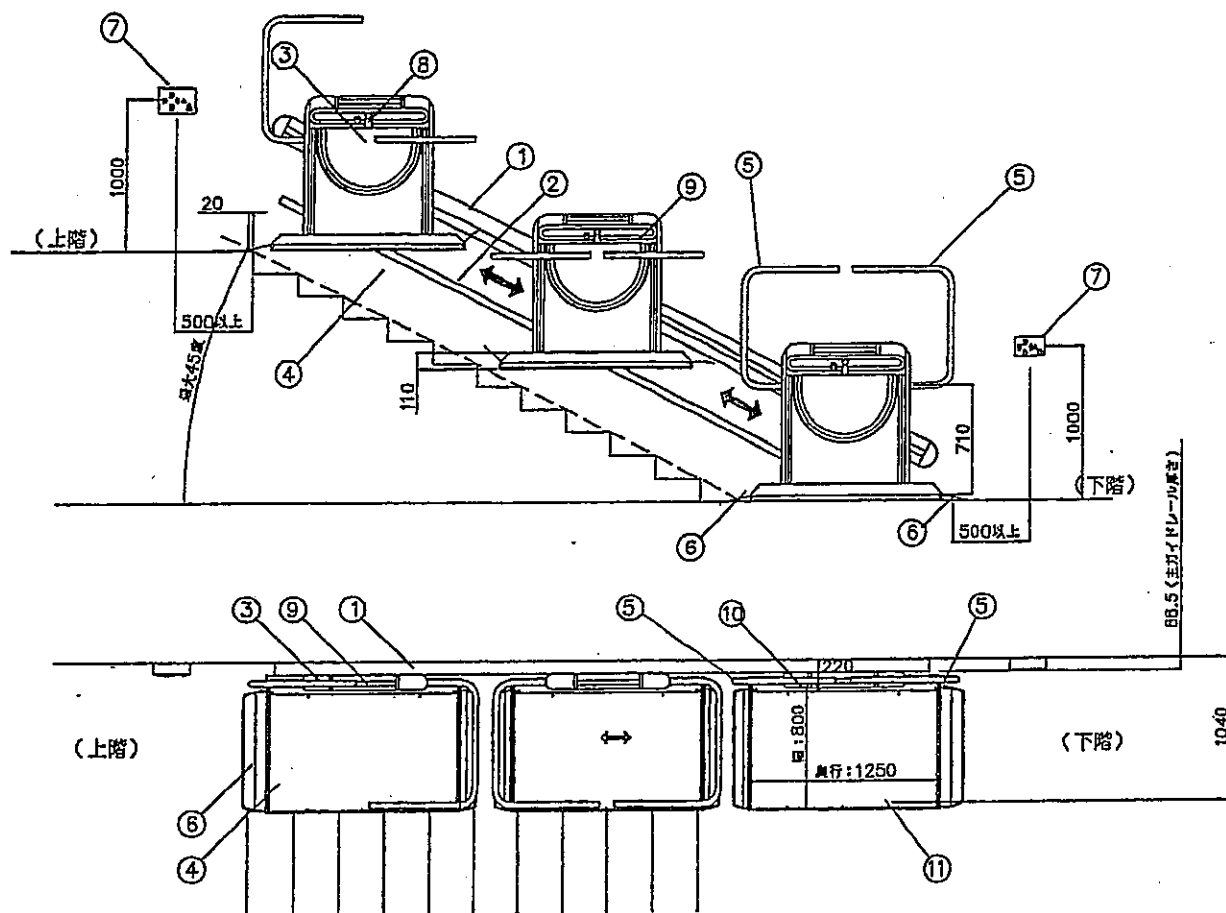


平面図



断面図

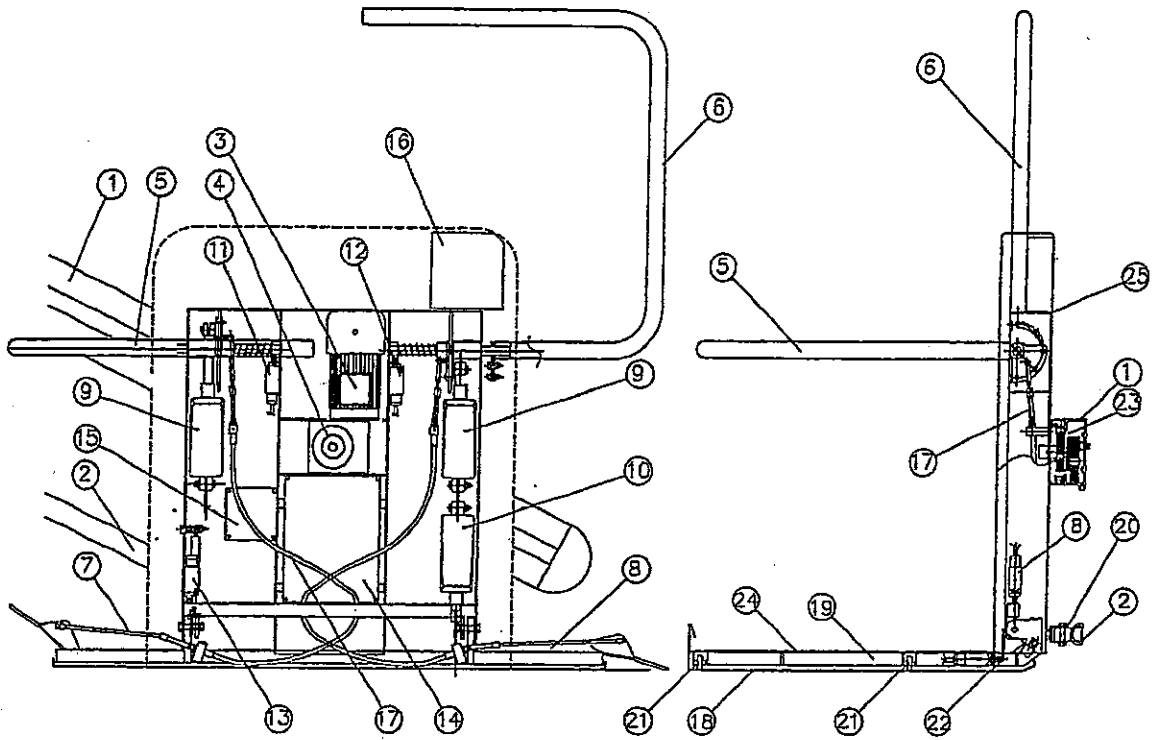
Scale 1/30		Date 07.02.13	No
Approval Check	Design	Drawing	07.03.05
	TAK		
那覇空港空港整備事務所		BCJリフトBCSA設置図	
BC lift Japan		0-NK-1	



*本図は上階に向かって右取付けであるが、左取付けの場合は左右対称の取付けとなる。

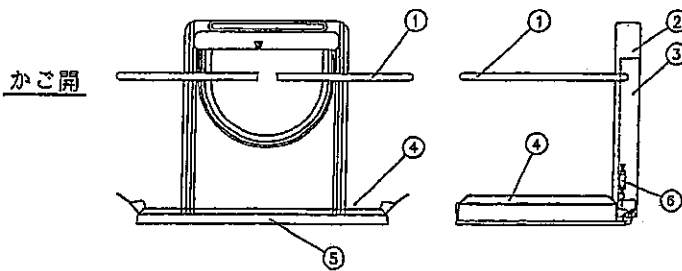
No.	名 称
1	主ガイドレール
2	下レール
3	かご本体
4	かご床
5	可動式手すり
6	車止め兼液し板
7	操作盤(乗降場)
8	操作盤(かご内)
9	手すり
10	カバー
11	側板

図 0 1 斜行式段差解消機全体図



(a) 構造図

番号	名称	用途
1	主ガイドレール	(この部分レール方向に傾斜)
2	下レール	(この部分レール方向に傾斜)
3	電動機	
4	ウォーム減速機	
5	可動式手すり	(上階側)
6	可動式手すり	(下階側)
7	車止め兼減し板	(上階側)
8	車止め兼減し板	(下階側)
9	アクチュエータ	遮断機動作用
10	アクチュエータ	かご床動作用
11	リミットスイッチ	遮断機開閉検知用(上階側)
12	リミットスイッチ	遮断機開閉検知用(下階側)
13	リミットスイッチ	かご開閉検知用
14	制御盤	
15	変圧器	
16	インバータ	電圧、回転数マッチング用
17	ワイヤストローク	
18	底板	
19	床わく	
20	下ローラー	(この部分レール方向に傾斜)
21	リミットスイッチ	かご遮断荷物検知用
22	リミットスイッチ	減し板障害物検知用
23	駆動装置	(この部分レール方向に傾斜)
24	踏板	
25	縦わく	



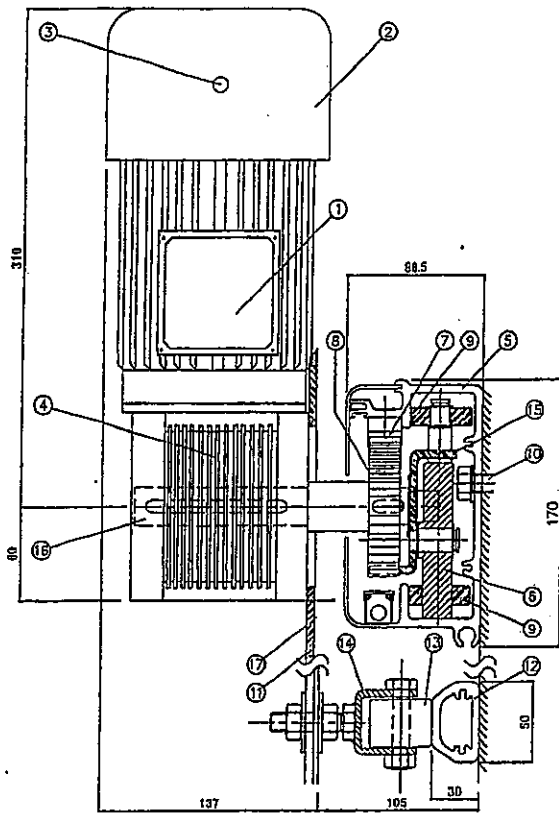
かご開

かご閉
(折込み時)

(b) 外観図

番号	名称	数量	用途	配線図記号
1	可動式手すり	2		
2	かごカバー	1		
3	縦わく	1		
4	車止め兼減し板	1		
5	底板	1		
6	リミットスイッチ	1	かご開閉検知用	PLL

図02 かご構造

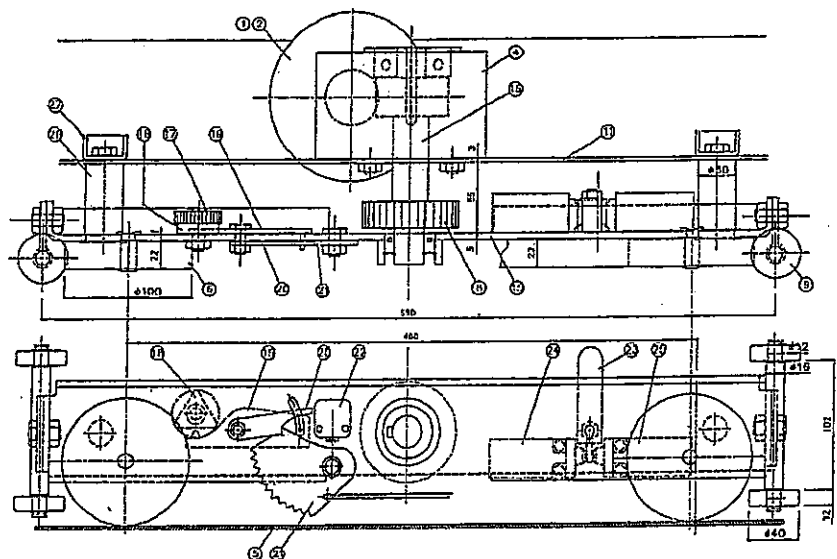


(a) 駆動装置全体

品名	数量	仕様	規格
1 電動機	1	0.55kW 50Hz	
2 電動ブレーキ	1	制動力100~150% (電動機定格回転力基準)	
3 ブレーキゆるめレバー	1		
4 ワーム減速機	1	1/50 効率0.48 (自動しりり)	
5 主ガイドレール	1	アルミ合金ISO6362-2/6063 (基準強度110)	
6 主ローラ	2	ポリアセタール (圧縮強度120)	
7 ラック	1	モジュール4 ISO630-E235 (強度340)	
8 ピニオン歯車	1	歯数20 ISO630-E355 (強度490)	
9 主ガイドローラ	4	ポリアミド66 (圧縮強度98)	
10 取付ボルト		M12 取付ピッチ 1250mm以内	
11 板わく (主フレーム)	1	厚さ3mm ISO630-E235 (強度340)	
12 下レール	1	アルミ合金ISO6362-2/6063 (基準強度110) 又はISO630-E235 (強度340以上)、鋼材補強	
13 下ローラ	2	ポリアミド66	
14 下ローラ フレーム	1	厚さ5mm 鋼ISO630-E235 (強度340以上)	
15 駆動 はり	1	厚さ5mm 鋼ISO630-E235 (強度340以上)	
16 駆動 軸	1	鋼ISO630-E275 (強度410以上)	
17 カシ カバー	1		

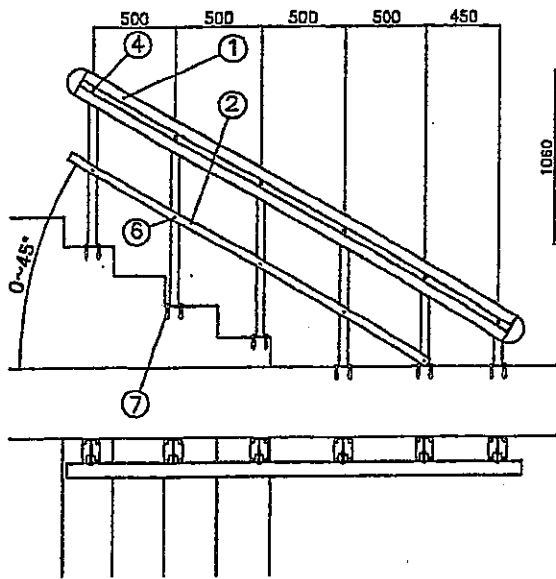
備考
強度単位
N/mm²
通常引張

品名	数量	仕様	規格
1 電動機	1	0.55kW 50Hz	
2 電動ブレーキ	1	制動力 100~150% (電動機定格回転力基準)	
4 ワーム減速機	1	1/50 効率0.48 (自動しりり)	
5 主ガイドレール	1	ISO6362-2-6063 (基準強度110)	
6 主ローラ	2	ポリアセタール (圧縮強度120)	
8 ピニオン歯車	1	歯数20 ISO630-E355 (基準強度490以上)	
9 主ガイドローラ	4	ポリアミド66 (圧縮強度98)	
11 板わく	1	厚さ3mm ISO630-E235 (強度340以上)	
15 駆動 はり	1	厚さ5mm ISO630-E235 (強度340以上)	
16 駆動 軸	1	ISO630-E275 (強度410以上)	
17 タイミング歯車	1	ナイロン	
18 ハンマ	1	ナイロン	
19 板子	1	SUS304 (基準強度235)	
20 引寄せ	1	SUS304 (基準強度235)	
21 非常ストッパ	1	SUS304 (基準強度235)	
22 リミットスイッチ	1	(過速検出)	
23 端検出レバー	1	ISO630-E235 (強度340以上)	
24 リミットスイッチ	1	(上端検出)	
25 リミットスイッチ	1	(下端検出)	
26 支持 柱	2	ISO630-E235 (強度340以上)	
27 押え はり	2	ISO630-E235 (強度340以上)	

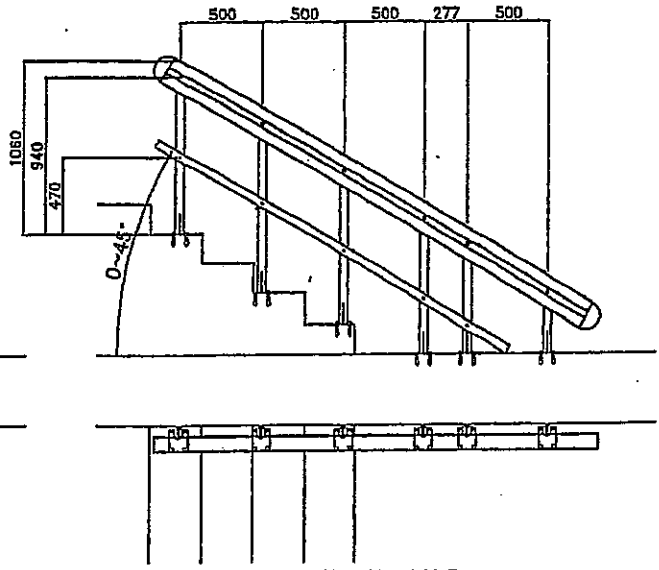


(b) 走行装置部

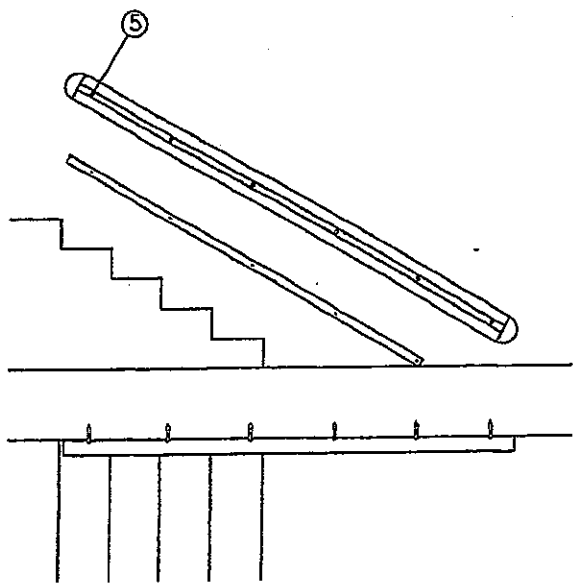
図03 駆動装置



【支柱取付け例1】



【支柱取付け例2】



【鉄筋コンクリート壁取付け例】

No.	名 称
1	主ガイドレール
2	下レール
3	支柱(鉄骨)
4	M12ボルト, ナット
5	M12アンカー
6	M4皿ネジ
7	M12アンカー

図04 レール設置例

[別添2]

令第129条の4第1項第三号（主要な支持部分の構造）

摩 損 の お そ れ の あ る 部 分	ピニオン [図1]	材 質	ISO630-E355（構造用鋼材）			
		材料強度	引張強さ 490 N/mm ² 、降伏点 315 N/mm ²			
			許容応力度	常 時	315/1.5 = 210 N/mm ²	
		安全装置作動時		315 N/mm ²		
		寸法諸元	モジュール 4、歯数 20、ピッチ円直径 80 mm、歯幅 20 mm			
		歯の応力度 (N/mm ²)	設置時	常 時	139.1 (≤ 210)	
				安全装置作動時	181.4 (≤ 315)	
	使用時(歯厚が 1.0mm 摩耗時)		常 時	184.2 (≤ 210)		
			安全装置作動時	240.2 (≤ 315)		
	交換時期	歯厚 1..2mm 摩耗時				
	維持管理 特記事項	摩耗状況確認のため、3年に1回、歯厚の点検確認を行う。				
	ラックギヤ [図2]	材 質	ISO630-E235（構造用鋼材）			
		材料強度	引張強さ 340 N/mm ² 、降伏点 235 N/mm ²			
			許容応力度	常 時	235/1.5 = 156 N/mm ²	
安全装置作動時		235 N/mm ²				
寸法諸元		モジュール 4、歯幅 22mm				
歯の応力度 (N/mm ²)		設置時	常 時	99.5 (≤ 156)		
			安全装置作動時	129.7 (≤ 235)		
	使用時(歯厚が 0.04mm 摩耗時)	常 時	125.3 (≤ 156)			
		安全装置作動時	163.3 (≤ 235)			
交換時期	目視により摩耗など異常があれば交換					
維持管理 特記事項	年に1回、目視で摩耗など異常のないことを確認する。異常が認めれた場合は、ピニオンの点検も行う。					

令第129条の4第1項第三号（主要な支持部分の構造）【続き】（*）

摩 損 の お そ れ の な い 部 分	かご枠 [図3]	材質・構造	構造用鋼材 ISO630-E235 フレーム構造			
		材料強度	引張強さ 340 N/mm ²			
		応力度	常時	87.6 (≦ 113)	安全装置作動時	104.9 (≦ 113)
	床版 [図4]	材質・構造	構造用鋼材 ISO630-E275 成形構造			
		材料強度	引張強さ 410 N/mm ²			
		安全率	常時	106.7 (≦ 136)	安全装置作動時	133.4 (≦ 205)
	上ガイドレール [図5]	材質・構造	アルミ押出型材 ISO6362-2 6063 C形特殊断面形状			
		材料強度	引張強さ 150 N/mm ² 降伏点 110 N/mm ²			
		安全率	常時	0.89 (≦ 1.0)	安全装置作動時	0.70 (≦ 1.0)
	下ガイドレール [図6]	材質・構造	アルミ押出型材 ISO6362-2 6063 台形断面形状			
		材料強度	引張強さ 150 N/mm ² 降伏点 110 N/mm ²			
		安全率	常時	0.96 (≦ 73.3)	安全装置作動時	83.2 (≦ 110)
支柱 [図7]	材質・構造	構造用鋼材 ISO630-E235 角形鋼管				
	材料強度	引張強さ 340 N/mm ²				
	安全率	常時	0.74 (≦ 1.0)	安全装置作動時	0.58 (≦ 1.0)	

令第129条の8第2項（制御器の構造）

制動機（ブレーキ）	駆動機に電磁ブレーキを設置 （ウォーム減速機のセルフロック機能も作用）
床補正装置	なし
制御装置	制御方式： インバータ制御 操作方式： 押し続けボタン方式
停止スイッチ	かご内、操作盤内

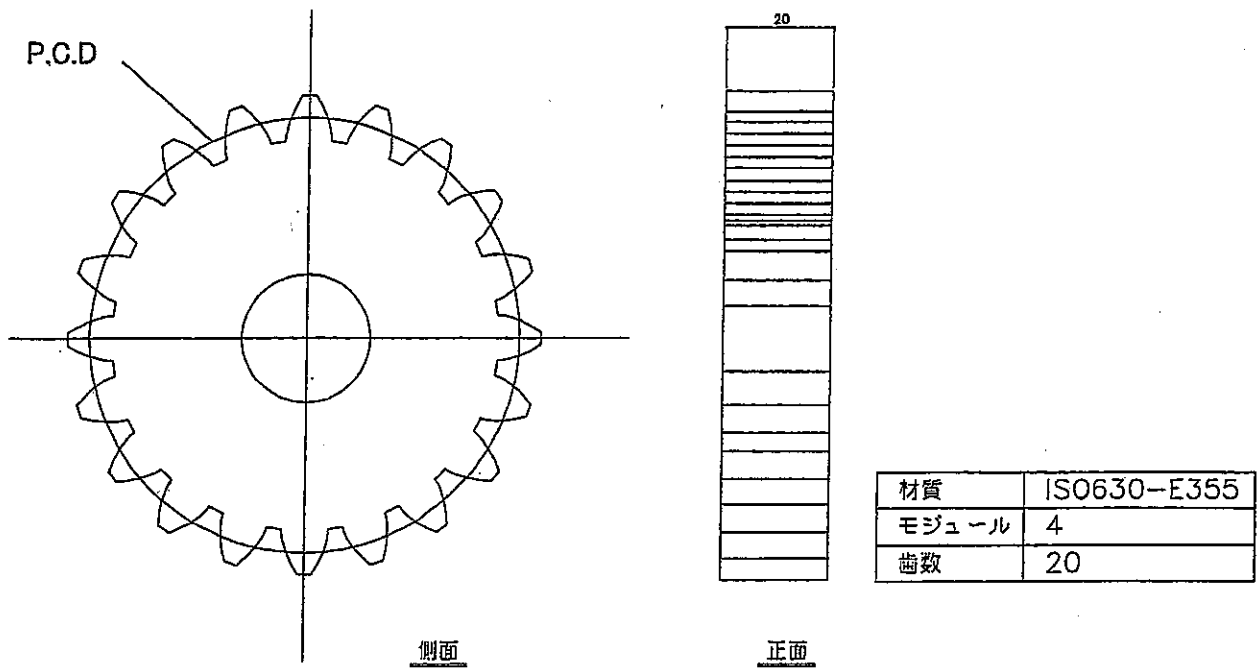


図1 ピニオン

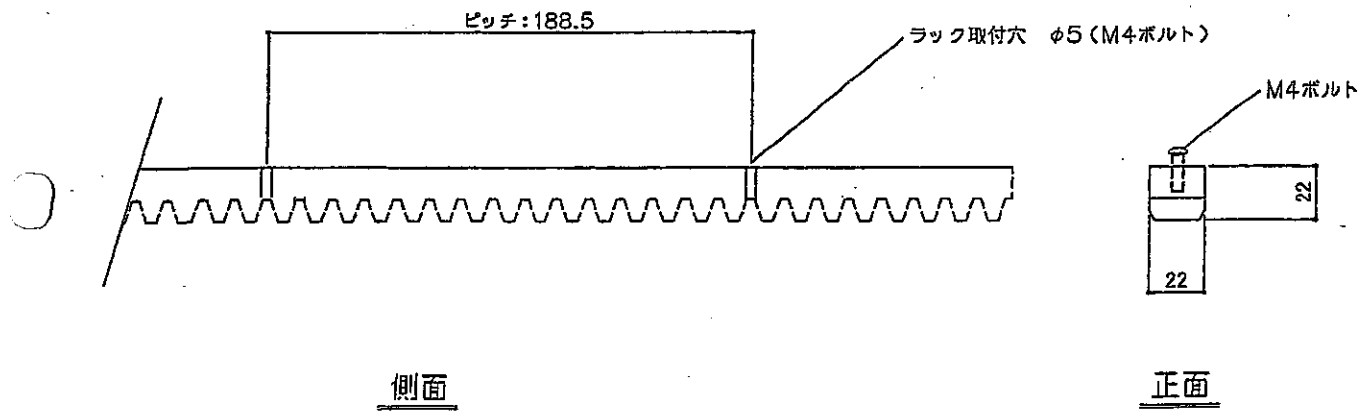


図2 ラック

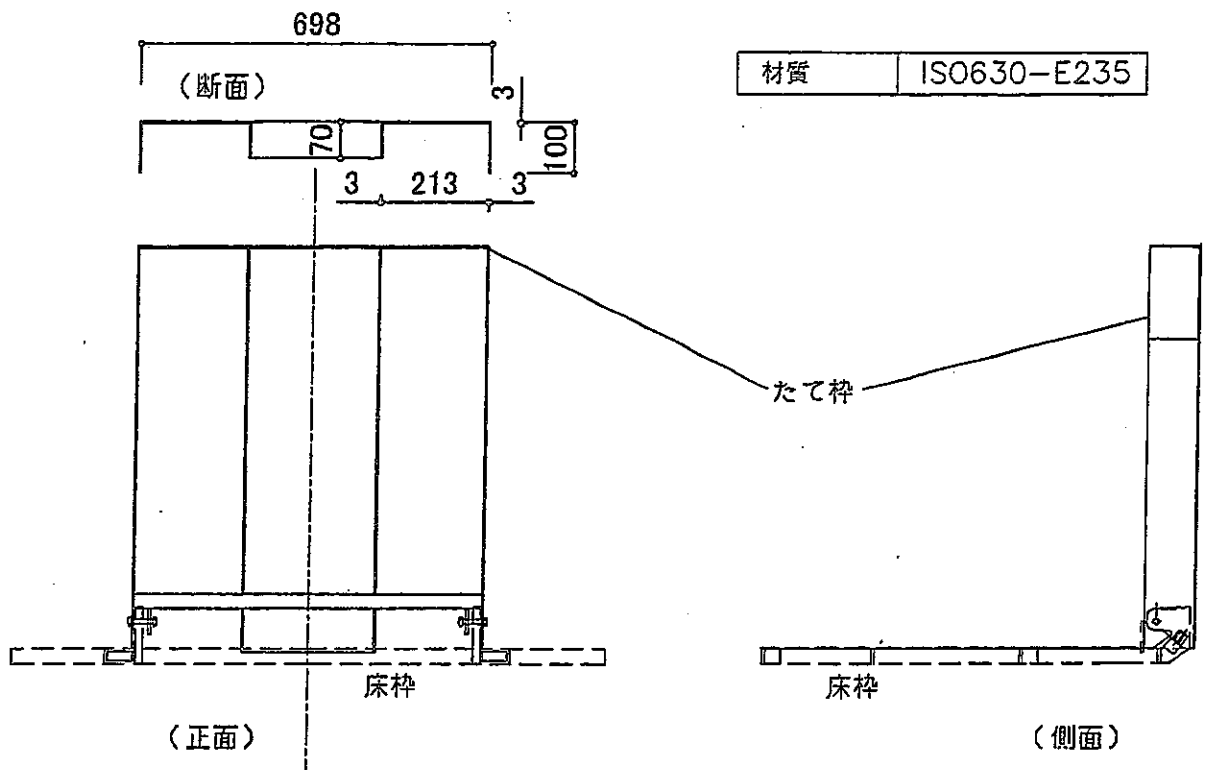


図3 かご枠 (たて枠)

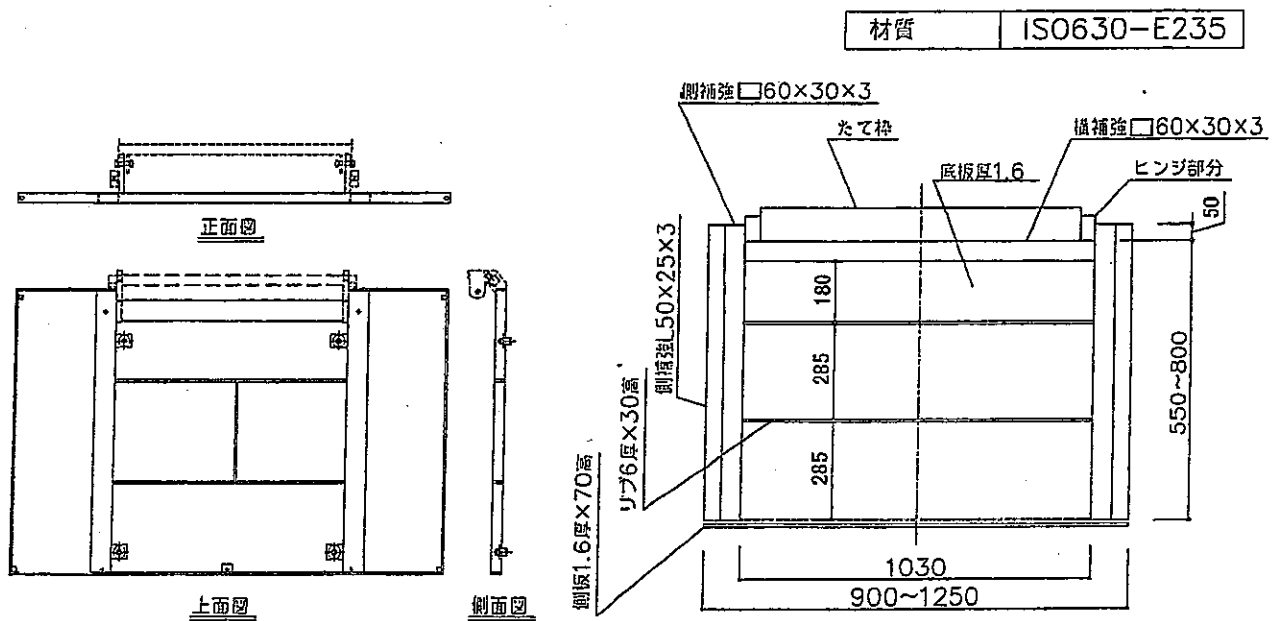


図4 床版

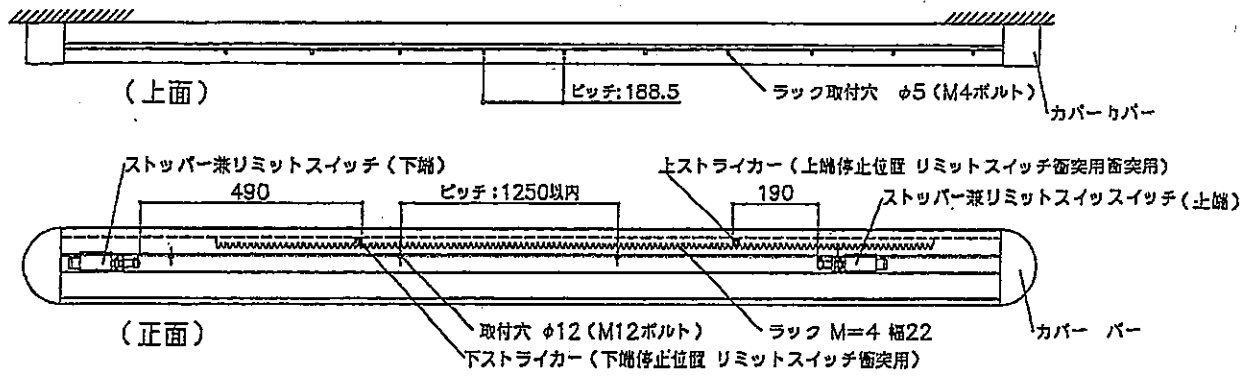


図5 上ガイドレール

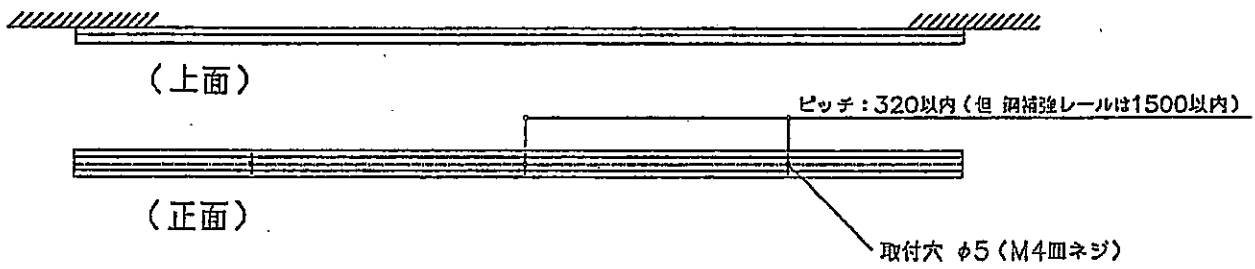
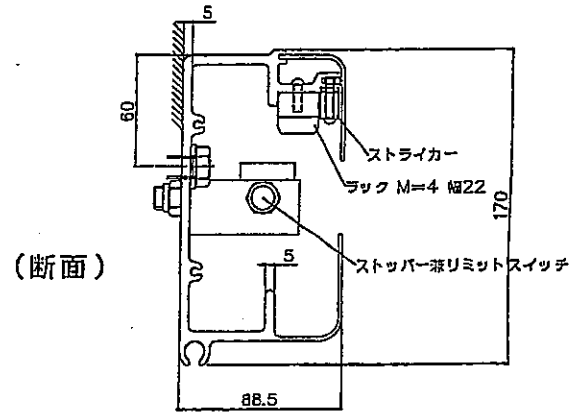


図6 下ガイドレール

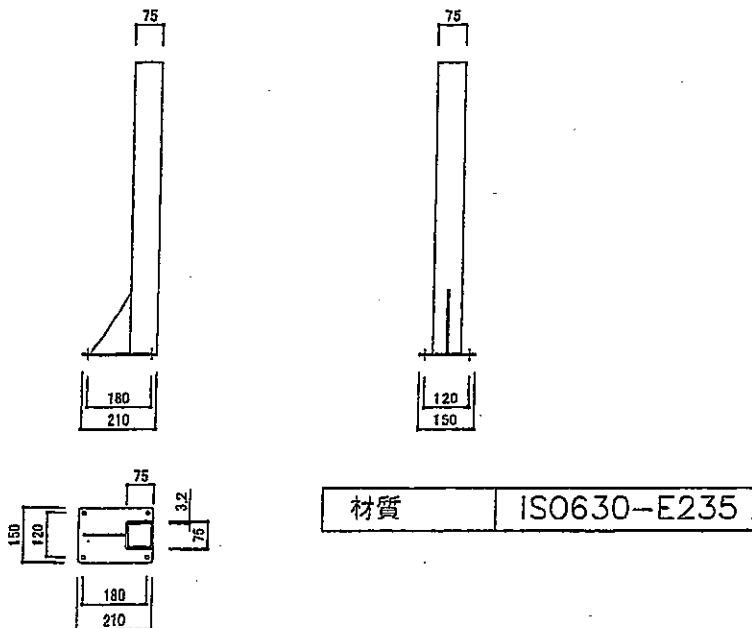
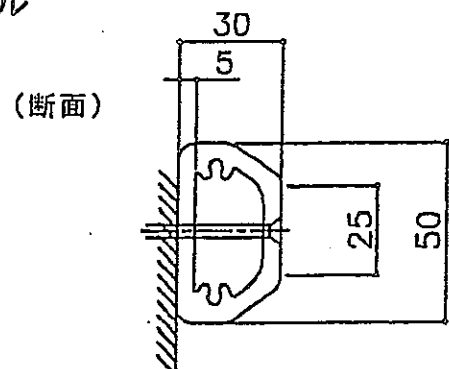


図7 レール支柱

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一 見積に参加する資格を有しない者のした見積

- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。